

愛媛県資源循環促進税条例の施行状況  
及び今後の在り方に関する報告書  
(資料編)

令和4年 10 月

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課

## 目 次

	(ページ)
1 愛媛県資源循環促進税条例	1
2 愛媛県資源循環促進基金条例	8
3 全国の「産業廃棄物税」の導入状況	9
4 資源循環促進税の使途	10
5 資源循環促進税を活用した事業の実績	11

# 1 愛媛県資源循環促進税条例

平成 18 年 10 月 17 日条例第 52 号

愛媛県資源循環促進税条例を次のように公布する。

## 愛媛県資源循環促進税条例

(課税の根拠)

第 1 条 県は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 4 条第 6 項の規定に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるため、資源循環促進税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 循環的な利用 循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)第 2 条第 5 項に規定する再使用、同条第 6 項に規定する再生利用及び同条第 7 項に規定する熱回収をいう。
- (3) 最終処分業者 廃棄物処理法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の許可(廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の変更の許可を含む。)を受けて県内において産業廃棄物の埋立処分を業として行う者及び廃棄物処理法第 11 条第 2 項の規定により産業廃棄物の埋立処分をその事務として行う市町(市町の組合を含む。次号において同じ。)をいう。
- (4) 最終処分場 廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 9 年政令第 269 号)の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同日前においてその設置に係る同項の許可を要しなかったものを含む。)及び前号の市町が設置する一般廃棄物(廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)の最終処分場(一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物その他市町が処理することが必要であると認める産業廃棄物の埋立処分の用に供するものに限る。)であって、県内に所在するものをいう。

(賦課徴収)

第 3 条 資源循環促進税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和 25 年愛媛県条例第 21 号。以下「県税条例」という。)の定めるところによる。

(納税義務者等)

第 4 条 資源循環促進税は、埋立処分のための最終処分場への産業廃棄物の搬入に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者(当該搬入に係る産業廃棄物が廃棄物処理法第 12 条第 5 項に規定する中間処理産業廃棄物(以下「中間処理産業廃棄物」という。)である場合にあっては、産業廃棄物を処分して当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした同項に規定する中間処理業者)に課する。

2 前項の規定にかかわらず、産業廃棄物の埋立処分を委託された最終処分業者が当該埋立処分を他の最終処分業者に委託した場合における資源循環促進税は、当該他の最終処分業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該委託をした最終処分業者に課する。

(課税標準)

第 5 条 資源循環促進税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量を計測することが困難なときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第 6 条 資源循環促進税の税率は、1 トンにつき 1,000 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者(最終処分業者を除く。次項及び第 14 条の 2 において同じ。)がその排出した産業廃棄物(他人から委託を受けて行った産業廃棄物の処分により発生した中間処理産

業廃棄物を除く。次項において同じ。)を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための当該最終処分場への搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、1トンにつき500円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、事業者がその排出した産業廃棄物を当該事業者がその設置に要する費用の一部を負担した最終処分場(前項に規定する最終処分場を除く。)において埋立処分するための当該最終処分場への搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、1トンにつき750円とする。

4 前項の規定は、同項の搬入をした日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の前年度の2月末日において、当該事業者が同日までに負担した同項に規定する最終処分場の設置に要する費用の額の合計額が、当該事業者がその排出した産業廃棄物を当該最終処分場において埋立処分するための当該最終処分場への搬入に対して同日までに課された資源循環促進税の額の合計額を超える場合に限り適用する。

(税額の端数計算)

第7条 資源循環促進税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第8条 資源循環促進税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、事業者がその排出した産業廃棄物を第6条第2項に規定する最終処分場又は当該事業者が同条第3項の規定の適用を受ける場合の同項に規定する最終処分場において埋立処分するためのこれらの最終処分場への搬入に対して課する資源循環促進税の徴収については、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第9条 資源循環促進税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、資源循環促進税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 第1項の特別徴収義務者はその設置に係る最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課する資源循環促進税を、前項の特別徴収義務者は同項の指定に係る最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課する資源循環促進税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第10条 前条第1項の特別徴収義務者は最終処分場において埋立処分のための産業廃棄物の搬入の受入れを開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の特別徴収義務者は同項の指定を受けた日から5日以内に、最終処分場ごとに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める登録申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 最終処分場の名称及び所在地

(3) 最終処分場の設備の概要

(4) 最終処分場への産業廃棄物の搬入の受入れを開始しようとする日又は特別徴収義務者としての指定を受けた日

(5) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者を特別徴収義務者として登録し、その旨を当該特別徴収義務者に通知し、その者が資源循環促進税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する規則で定める証票を交付する。

4 前項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

6 第3項の規定により登録を受けた者は、当該登録を受けた事項に変更があった場合は、その変更を生じた日から10日以内に、規則で定める変更の登録申請書を知事に提出しなければならない。

7 第3項の規定により登録を受けた者は、当該登録に係る最終処分場における資源循環促進税の特別徴収の義務が消滅した場合は、その消滅した日から10日以内に、その証票を添付してその旨を知事に届け出なければならない。

(申告納入の手續等)

第11条 特別徴収義務者は、次の各号に掲げる期間において徴収すべき資源循環促進税について、それぞれ当該各号に定める期限までに、規則で定めるところにより、課税標準たる重量及び税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納入しなければならない。ただし、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、廃止し、又は休止した場合には、その終了し、廃止し、又は休止した日から1月以内に、終了し、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき資源循環促進税について、これを申告納入しなければならない。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

3 特別徴収義務者は、第1項各号に掲げる期間について納入すべき資源循環促進税がない場合においても、同項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(徴収猶予)

第12条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び資源循環促進税の全部又は一部を前条第1項の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき資源循環促進税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認めるときは、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 前項の徴収猶予の申請をしようとする者は、規則で定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定による担保について準用する。

4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び資源循環促進税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した資源循環促進税額を失ったことについて天災その他避けることができない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その資源循環促進税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条第1項の規定により徴収猶予をしているときその他その資源循環促進税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の還付又は納入義務の免除の申請をしようとする者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により資源循環促進税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 知事は、第1項の還付又は納入義務の免除の申請を受理した場合には、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出)

第14条 事業者は、その排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分しようとするときは、当該最終処分場への搬入を開始しようとする日の5日前までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 最終処分場の名称及び所在地
- (3) 最終処分場の設備の概要
- (4) 最終処分場への産業廃棄物の搬入を開始しようとする日
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定により届出をした者は、当該届出をした事項に変更があった場合においては、その変更を生じた日から10日以内に、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(設置費用を負担した最終処分場への産業廃棄物の搬入開始前の申請)

第14条の2 事業者は、第6条第3項の規定の適用を受けようとするときは、当該年度ごとに、同項の搬入を開始しようとする日の10日前までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書にその者が同条第4項の場合に該当する事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 第6条第3項に規定する最終処分場の名称及び所在地
- (3) 第6条第3項の搬入を開始しようとする日
- (4) 第6条第4項の費用の額の合計額及び資源循環促進税の額の合計額
- (5) その他知事が必要と認める事項

(申告納付の手続等)

第15条 第8条ただし書の規定により申告納付すべき納税者（以下「申告納税者」という。）は、次の各号に掲げる期間における資源循環促進税について、それぞれ当該各号に定める期限までに、規則で定めるところにより、課税標準たる重量及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。ただし、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、廃止し、又は休止した場合においては、その終了し、廃止し、又は休止した日から1月以内に、終了し、廃止し、又は休止した日までにおいて納付すべき資源循環促進税について、これを申告納付しなければならない。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

3 第1項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(減免)

第16条 知事は、申告納税者が天災その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認められるときは、資源循環促進税を減免することができる。

2 前項の規定により減免を受けようとする者は、前条第1項各号に定める納期限までに、又は当該減免の理由となるべき事実が発生した日から1月以内に、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(更正及び決定に関する通知)

第17条 法第733条の16第4項の規定による資源循環促進税の更正又は決定の通知、法第733条の18第7項の規定による資源循環促進税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による資源循環促進税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納入又は納付手続)

第18条 資源循環促進税の特別徴収義務者及び申告納税者(以下「特別徴収義務者等」という。)は、前条の通知書により通知を受けた場合には、当該通知書に係る不足税額(更正により増加した税額又は決定による税額をいう。)及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに納入書により納入し、又は納付書により納付しなければならない。

(納税管理人の申告等)

第19条 県税条例第66条の規定は、特別徴収義務者等について準用する。

(帳簿記載の義務)

第20条 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の搬入年月日
- (2) 産業廃棄物の重量
- (3) 資源循環促進税の税額
- (4) その他知事が必要と認める事項

(帳簿保存の義務)

第21条 特別徴収義務者等は、前条に規定する帳簿を当該年度経過後5年間保存しなければならない。

(帳簿の電磁的記録による保存等)

第22条 特別徴収義務者等は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、知事が定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者等は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、知事が定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

(電磁的記録等に対する県税に関する条例の規定の適用)

第23条 前条第1項又は第2項の承認については、法第750条(第5項を除く。)、第751条及び第753条(これらの規定を法第754条において準用する場合を含む。)の規定の例による。

(現行犯事件の臨検、捜索又は差押え)

第24条 資源循環促進税は、令第6条の22の4第6号の条例で指定する法定外目的税とする。

(臨検、捜索又は差押え等の夜間執行)

第24条の2 資源循環促進税は、令第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

(納税地等)

第25条 資源循環促進税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、県税条例第3条第2号中「狩猟税」とあるのは

「 狩猟税

資源循環促進税」

と、県税条例第4条第1項中「(11) 狩猟税 狩猟者の登録の申請地」とあるのは

- 「 (11) 狩猟税 狩猟者の登録の申請地
- (12) 資源循環促進税 最終処分場の所在地 」

と、県税条例第8条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県資源循環促進税条例(平成18年愛媛県条例第52号)」とする。

(使途)

第26条 知事は、県に納入され、又は納付された資源循環促進税額に相当する額から資源循環促進税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、資源循環促進税の賦課徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第9項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る資源循環促進税について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日から平成21年3月31日までの間における最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、第6条第1項の規定にかかわらず、1トンにつき333円とする。
- 4 施行日から平成21年3月31日までの間における第6条第2項に規定する搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、同項及び前項の規定にかかわらず、1トンにつき166円とする。
- 5 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、第6条第1項の規定にかかわらず、1トンにつき666円とする。
- 6 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における第6条第2項に規定する搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、同項及び前項の規定にかかわらず、1トンにつき333円とする。
- 7 施行日において現に最終処分場において埋立処分のための産業廃棄物の搬入を受け入れている最終処分業者に係る第10条第1項の規定の適用については、同項中「最終処分場において埋立処分のための産業廃棄物の搬入の受入れを開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「この条例の施行の日から5日以内に」とする。
- 8 施行日において現にその排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分している者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「その排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分しようとするときは、当該最終処分場への搬入を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「この条例の施行の日から5日以内に」とする。

(施行前の準備)

- 9 第10条第1項の規定による登録(同条第6項の規定による変更の登録を含む。)を受けようとする者は、この条例の施行前においても、その申請を行うことができる。第14条の規定による届出についても、同様とする。

(検討)

- 10 知事は、この条例の施行後3年及び5年に資源循環促進税の導入による産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保の促進の状況その他この条例の施行状況を調査するとともに、その結果に基づき、この条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



附 則（平成 23 年 3 月 18 日条例第 9 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日条例第 7 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県資源循環促進税条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る資源循環促進税について適用し、同日前に行われた最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る資源循環促進税については、なお従前の例による。  
（経過措置）
- 3 平成 25 年 4 月 20 日までに新条例第 6 条第 3 項の搬入を開始しようとする事業者に係る新条例第 14 条の 2 の規定の適用については、同条中「当該年度ごとに、同項の搬入を開始しようとする日の 10 日前までに」とあるのは、「愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例（平成 25 年愛媛県条例第 7 号）の施行の日から 10 日以内に」とする。  
（施行前の準備）
- 4 新条例第 14 条の 2 の規定による申請は、この条例の施行前においても行うことができる。  
（検討）
- 5 知事は、この条例の施行後 5 年を目途として、資源循環促進税による産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保の促進の状況その他新条例の施行状況を調査するとともに、社会経済情勢の推移等を勘案しつつ、新条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 28 年 6 月 28 日条例第 39 号抄）

改正

平成 29 年 3 月 24 日条例第 7 号

令和元年 7 月 9 日条例第 2 号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日条例第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成 30 年 3 月 27 日条例第 7 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 9 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 16 日条例第 45 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第 1 条中愛媛県県税賦課徴収条例第 6 条第 3 項及び第 18 条の 9 の改正規定並びに同条例附則第 19 条の 3 の改正規定並びに第 2 条中愛媛県資源循環促進税条例第 17 条の改正規定 公布の日
  - (2)・(3) (略)

（電子計算機を使用して作成するゴルフ場利用税及び資源循環促進税の帳簿の保存等の特例に関する経過措置）

- 5 第 2 条の規定による改正後の愛媛県資源循環促進税条例第 22 条の規定は、この条例の施行の日以後に備付けを開始する第 2 条の規定による改正後の愛媛県資源循環促進税条例第 20 条に規定する帳簿について適用する。

## 2 愛媛県資源循環促進基金条例

平成 19 年 3 月 20 日条例第 15 号

愛媛県資源循環促進基金条例を次のように公布する。

### 愛媛県資源循環促進基金条例

#### (設置)

第 1 条 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する経費の財源に充てるため、資源循環促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、愛媛県資源循環促進税条例（平成 18 年愛媛県条例第 52 号）の規定により県に納入され、又は納付された資源循環促進税額に相当する額から資源循環促進税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額として一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

#### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

#### (処分)

第 5 条 基金は、第 1 条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

#### (繰替運用)

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 全国の「産業廃棄物税」の導入状況

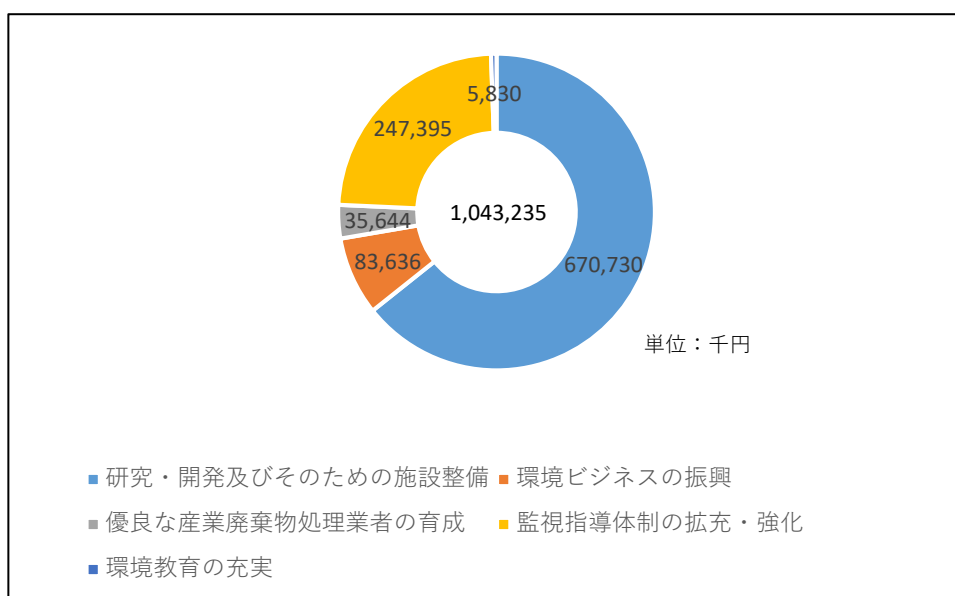
No.	都道府県名	導入時期	税の名称	税率	調査方法	検討時期		
						1回目	2回目	3回目
1	北海道	H18. 10. 1施行	循環資源利用促進税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H23	H28	R3
2	青森県	H16. 1. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H20	H25	
3	岩手県	H16. 1. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H20	H25	H30
4	宮城県	H17. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H21	H26	R1
5	秋田県	H16. 1. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H20		
6	山形県	H18. 10. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H22	H27	R2
7	福島県	H18. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H22	H27	R2
8	新潟県	H16. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H21		
9	愛知県	H18. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H22	H27	R2
10	三重県	H14. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入) 1,000円/t (中間処理施設への搬入)	申告納付	H18	H23	H28
11	滋賀県	H16. 1. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入) 1,000円/t (中間処理施設への搬入)	申告納付	H20	H25	H30
12	京都府	H17. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H22	H27	
13	奈良県	H16. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H20	H25	H30
14	鳥取県	H15. 4. 1施行	産業廃棄物処分場税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H19	H24	H29
15	島根県	H17. 4. 1施行	産業廃棄物減量税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H21	H26	R1
16	岡山県	H15. 4. 1施行	産業廃棄物処理税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H19	H24	H29
17	広島県	H15. 4. 1施行	産業廃棄物埋立税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H19	H24	H29
18	山口県	H16. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H20	H25	H30
19	愛媛県	H19. 4. 1施行	資源循環促進税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H24	H29	
20	福岡県	H17. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入) 800円/t (焼却施設への搬入)	特別徴収	H21	H26	R1
21	佐賀県	H17. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入) 800円/t (焼却施設への搬入)	特別徴収	H21	H26	R1
22	長崎県	H17. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入) 800円/t (焼却施設への搬入)	特別徴収	H21	H26	R1
23	熊本県	H17. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H21	H26	R1
24	大分県	H17. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入) 800円/t (焼却施設への搬入)	特別徴収	H21	H26	R1
25	宮崎県	H17. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入) 800円/t (焼却施設への搬入)	特別徴収	H21	H26	R1
26	鹿児島県	H17. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入) 800円/t (焼却施設への搬入)	特別徴収	H21	H26	R1
27	沖縄県	H18. 4. 1施行	産業廃棄物税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	特別徴収	H22	H27	R2
28	北九州市	H15. 10. 1施行	環境未来税	1,000円/t (最終処分場への搬入)	申告納付	H20		
計27道府県 1市								

#### 4 資源循環促進税の使途

資源循環促進税は、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するため、平成30年度から令和4年度においては、次の使途目的に係る施策に要する費用に充当している。

【平成30年度から令和4年度（※）の充当状況】※R4年度は予算額

使途区分	事業数	充当額（千円）
○ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究・開発及びそのための施設整備	15	670,730
○ 環境ビジネスの振興	8	83,636
○ 優良な産業廃棄物処理業者の育成	1	35,644
○ 監視指導體制の拡充・強化	9	247,395
○ 環境教育の充実	2	5,830
計	35	1,043,235



5 資源循環促進税を活用した事業の実績 ※R4年度は予算額及び目標値

(1) 産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究・開発及びそのための施設整備

① 紙産業資源循環促進支援事業費

製紙産業から排出される産業廃棄物の発生抑制等のための研究・開発等に対し補助する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	31,138	31,178	31,030	31,030	31,310
うち循環税（千円）	31,138	31,178	31,030	31,030	31,310
事業の内容	（公財）愛媛県紙パルプ工業会が中心となって取り組む製紙スラッジ焼却灰等産業廃棄物の発生抑制や再資源化を促進するための研究・開発等事業の経費を助成。 ①工業会が行う会員等に対する助成への補助 〔間接補助：県補助率 10/10〕 ②工業会が行う事業への補助 〔直接補助：県補助率 3/4〕				
事業の成果・実績	上記事業により、製紙スラッジ焼却灰のゼロエミッションの実現に取り組むことにより、紙産業から排出される産業廃棄物の発生抑制、減量化、有効活用が促進されており、県民の生活環境の保全に寄与している。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
助成件数〔間接補助〕	4	4	3	5	5
助成件数〔直接補助〕	1	1	1	1	1

② 産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費

地域の循環資源を活用した再資源化システム等の事業化を促進する研究開発、施設設備に対し、産廃協会が行う助成及び調査等に要する経費を助成する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	18,143	17,867	18,039	18,031	18,232
うち循環税（千円）	18,143	17,867	18,039	18,031	18,232
事業の内容	（一社）えひめ産業資源循環協会が実施する以下の事業への補助を実施。 ①協会会員に対する助成事業への補助 ・廃棄物等の3Rを促進するための研究・開発及び機器整備、3Rを実現するための技術・設備導入等への助成 〔間接補助：県補助率 10/10〕 ②協会が行う調査研究事業への補助 ・産業廃棄物のリサイクルシステム、新たな再資源化技術、BCPや災害廃棄物処理計画等の策定などの調査研究への補助 〔直接補助：県補助率 3/4〕				
事業の成果・実績	<b>【H30】</b> ・食品リサイクル堆肥化設備の導入 ・再生重油の低灰分化の研究 ・過熱水蒸気によるリサイクル事業化に向けた実証研究 ・イオン交換樹脂による廃液処理と金属回収の実証実験				

	<p>【R1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過熱水蒸気によるリサイクル事業化に向けた技術研究開発</li> <li>・イオン交換樹脂等によるレアメタル等回収の効率化研究</li> <li>・食品リサイクル堆肥化設備の導入</li> </ul> <p>【R2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過熱水蒸気によるリサイクル事業化に向けた技術研究開発</li> <li>・廃プラスチックの道路舗装材料への利用研究</li> <li>・東予地域における廃棄物高効率熱回収施設に関する研究</li> </ul> <p>【R3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過熱水蒸気による炭化製品の研究</li> <li>・メニコン堆肥化促進剤利用による温度上昇／減容化の検証</li> <li>・使用済み電池からの資源評価とリユース検討</li> <li>・自走式フィンガー型スクリーンの導入</li> </ul> <p>【R4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収プラスチックのアスファルト混合物への利用研究</li> <li>・太陽光パネルの高度リサイクルに向けた研究開発</li> <li>・プラスチック圧縮減容機の導入</li> </ul>
--	---

### ③ 廃棄物処理センター運営費補助金

市町などで処理が困難な廃棄物を適正処理するなど公的性格を有する(一財)愛媛県廃棄物処理センターに対し、運営費等の補助を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4								
事業費 (千円)	74,238	2,538,905	—	—	—								
うち循環税 (千円)	27,370	15,443	—	—	—								
事業の内容	<p>市町で適正処理が困難な廃棄物処理のほか、「硫酸ピッチ」や「肉骨粉」、「廃農薬」、「微量PCB」といった処理困難物について民間処理を補完し、「ゼロエミッション」を達成する循環型社会の先導的モデル施設としての機能を有する(一財)愛媛県廃棄物処理センターの運営費等を助成した。</p> <p>なお、センター東予事業所は、平成31年3月31日に稼働を休止し、令和4年3月に施設の解体撤去工事が完了した。</p>												
事業の成果・実績	<p>東予5市町から下水道汚泥焼却灰等、全国から低濃度PCB廃棄物を受け入れ、処理した。</p> <p>[平成30年度処理量実績 (トン)]</p> <table border="1"> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>4,567</td> </tr> <tr> <td>焼却灰</td> <td>2,239</td> </tr> <tr> <td>低濃度PCB廃棄物</td> <td>599</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,344</td> </tr> </table>					下水道汚泥	4,567	焼却灰	2,239	低濃度PCB廃棄物	599	合計	8,344
下水道汚泥	4,567												
焼却灰	2,239												
低濃度PCB廃棄物	599												
合計	8,344												
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4								
処理量 (トン)	8,344	—	—	—	—								

④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業費

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理を行うため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を造成する(独)環境再生保全機構に補助するとともに、事業者に対し、適正保管及び期限内処理を指導する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費(千円)	9,756	12,374	11,034	833	2,363
うち循環税(千円)	9,756	12,374	11,033	833	2,363
事業の内容	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を保管する事業者に対して適正保管等を指導し、期限内適正処理を図るとともに、PCB使用安定器を期限内に処理するため、未届機器の掘り起こしを目的とした保有実態調査を実施する。				
事業の成果・実績	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を保管する事業者に対して適正保管等を指導し、期限内適正処理を図った。 また、PCB使用安定器を期限内に処理するため、未届機器の掘り起こしを目的とした保有実態調査を実施し、期限内の適正処理を推進した。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
PCB廃棄物保管事業所数	445	292	265	296	200

⑤ 循環型社会形成推進事業費

廃棄物の減量化、リサイクル推進の取組みを強化する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費(千円)	1,802	1,747	1,946	1,626	2,600
うち循環税(千円)	1,802	1,747	1,946	1,626	2,600
事業の内容	えひめ循環型社会推進計画の施策を推進するため、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」等を開催するほか、各種リサイクル関係法に係る指導を行う。				
事業の成果・実績	えひめ循環型社会推進計画の施策を推進するため、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」を開催した。また、各種リサイクル法の円滑な施行を図るため、関係事業者に対する指導等を実施した。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
評価委員会の開催	1回	1回	1回	1回	1回
自動車リサイクル法に係る登録及び許可手続件数	15件	4件	10件	15件	15件

⑥ 産業廃棄物行政支援交付金

松山市が実施する産業廃棄物の排出抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他の産業廃棄物の適正な処理の確保を推進する事業に対し、交付金を交付する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000
うち循環税（千円）	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000
事業の内容	<p>松山市が実施する産業廃棄物の排出抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他の産業廃棄物の適正な処理の確保を推進する事業に要する経費について、交付金を交付した。（交付率：10/10）</p> <p>○交付対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可業者の指導、監督に係る経費</li> <li>・不法投棄及び野外焼却の未然防止に係るパトロール、監視カメラの設置等に係る経費など</li> </ul>				
事業の成果・実績	<p>松山市は中核市であり、本来は同市単独の財源をもって産業廃棄物行政を行うものであるが、レッグ問題を契機として、廃棄物の適正処理・指導監視等、産業廃棄物行政への需要が増大していることを鑑み、広域行政を担う県として支援を実施している。松山市は、交付金を活用して立入検査及びパトロールを継続して実施し、不法投棄及び不適正処理事案に対して適切に指導を実施しているところである。</p>				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
立入検査及びパトロール実施回数	609	679	642	641	773
不法投棄及び不適正処理事案の発見指導件数	162	176	166	193	184
不適格（行政処分）件数	0	0	0	0	0

⑦ 産業廃棄物実態調査費

民間環境調査専門業者へ委託のうえ、県内事業所を抽出し、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理状況、意識調査等を実施する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	—	—	7,740	—	—
うち循環税（千円）	—	—	7,740	—	—
事業の内容	<p>「第五次えひめ循環型社会推進計画」における廃棄物の処理に係る計画策定のための基礎調査として、県内産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出量及び処理状況の実態調査及び資源循環促進税導入効果検証のためのアンケート調査を実施した。（民間環境調査専門業者へ委託）</p> <p>「日本標準産業分類」に基づく業種（一部を除く）から約4,000事業所を抽出調査</p>				
事業の成果・実績	<p>県内4,023排出事業者及び247産業廃棄物処理業者に廃棄物や資源循環促進税に関するアンケート調査を行い、令和元年度の産業廃棄物の処</p>				



	理状況を推計し、将来の処理状況の予測を行った。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
排出量	—	7,799	—	—	—
再生利用量	—	2,318	—	—	—
最終処分量	—	238	—	—	—

⑧ 循環型社会推進計画策定事業費

えひめ循環型社会推進計画及び愛媛県産業廃棄物計画について、両計画を統合し、新たな計画を策定する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	—	—	—	5,367	—
うち循環税（千円）	—	—	—	5,367	—
事業の内容	令和2年度に実施した産業廃棄物実態調査等の結果等を踏まえ「第四次えひめ循環型社会推進計画」の改定を実施する。				
事業の成果・実績	<p>令和2年度に実施した産業廃棄物実態調査等の結果等を踏まえ「第五次えひめ循環型社会推進計画」（計画期間：R3～7）を策定した。</p> <p>○産業廃棄物減量化目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量を令和元年度から約1%削減する（7,720千トンに削減）</li> <li>・再生利用率を約38%に増加する（再生利用量を2,930千トンに増加）</li> <li>・最終処分量を令和元年度から約5%削減する（226千トンに削減）</li> </ul>				

⑨ えひめ環境基本計画（仮称）策定事業費

「第三次えひめ環境基本計画（仮称）」を策定する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	—	1,177	—	—	—
うち循環税（千円）	—	470	—	—	—
事業の内容	低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成することにより、持続可能な社会を実現するため、SDGs等の新たな視点を取り入れつつ本県の特徴を生かした「第三次えひめ環境基本計画」を策定した。（計画期間：令和2～6年度）				
事業の成果・実績	「第三次えひめ環境基本計画」を策定することで、環境分野の各種施策の指針とするほか、冊子の作成等により県民に広く周知することで、環境問題への意識啓発や県の取組みへの理解促進に寄与している。				

⑩ 産業技術研究所試験研究費（技術開発部分）  
産業技術研究所で新たに研究・技術開発を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	730	1,009	818	1,140	1,500
うち循環税（千円）	730	1,009	818	1,140	1,500
事業の内容	<p>【H30】 陶器や磁器釉薬に適した地元産原料の調査を行い、それぞれの原材料の特徴を活かした陶器用土や磁器用釉薬等を開発し、新分野の商品展開を支援した。</p> <p>【R1, 2】 食品容器等向けに熱圧成形加工が可能な生分解性シートを開発することを目的に、抄紙法による木材パルプとポリ乳酸繊維の配合シートの試作や熱圧成形による成形性等について検討した。</p> <p>【R3, 4】 菊間瓦のいぶし窯を用い、CFRP 廃棄物から炭素繊維を回収する技術及び回収した炭素繊維を樹脂と複合化する技術の開発を行った。</p>				
事業の成果・実績	<p>【H30】 赤土は坏土への利用が可能であり、耐熱食器への展開も期待でき、事業者において製品化された。また、青石は天目釉等の鉄の発色を利用した釉薬への利用が可能であることが分かった。</p> <p>【R1, 2】 木材パルプとポリ乳酸繊維の配合シートは、ホットプレスによる熱圧処理を行うことにより、引張・湿潤引張、破裂強さ、撥水性、撥油性が向上した。加熱乾燥履歴が無く、一定の水分率を有することで、破れやシワの発生抑制が示唆された。</p> <p>【R3, 4】 昇温条件や不活性ガスの封入時間を検討することで、いぶし窯を活用し、CFRP 廃棄物から炭素繊維を回収できることが分かった。</p>				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
口頭発表・パネル展示数	1	1	0	2	1
成果報告書数	0	1	0	1	0

○産業技術研究所試験研究  
(新規陶磁器原料および製品の開発 H29～30)



県内産原料調査(砥部町)



県内産原料調査(大洲市)



赤土を素地に青石を使用した釉薬を施釉



青石を使用した釉薬のテストピース

⑪ 環境に優しい農業生産活動推進事業費

導入すべき生産技術の確立や普及推進活動に取り組み、環境保全型農業の面的拡大を図る。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	4,319	3,810	3,817	2,543	—
うち循環税（千円）	1,704	1,669	1,523	457	—
事業の内容	愛媛県環境保全型農業推進基本方針に基づき、食品残渣や堆肥を活用した低コスト施肥技術等の実証及び普及推進活動を行い、環境に優しい資源循環型農業の面的拡大を図る。				
事業の成果・実績	消費者ニーズに応じた環境保全型農業の取組支援、食品残渣や堆肥等を利用した低コスト施肥技術の実証試験、環境に優しい土壌管理技術講習会を実施した。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
技術講習会回数 （各地域農業育成室）	17回	15回	14回	11回	—
実証試験圃場数 （果樹研究センター） （各地域農業育成室）	1 5 野菜、果樹を対象に、堆肥等を利用した実証試験を実施	1 5 野菜、果樹、花きを対象に、堆肥等を利用した実証試験を実施	1 5 野菜、果樹、花きを対象に堆肥等を利用した実証試験を実施	1 1 果樹を対象に、未利用パークを利用した実証試験を実施	—



⑫ 地産地消飼料増産対策事業費（エコフィード利用促進事業）

愛媛県内で廃棄処分されている食品残渣等の未利用資源の飼料化など、さらなる飼料自給率の向上に取り組む。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	4,052	3,702	3,189	3,692	5,740
うち循環税（千円）	1,729	1,799	1,799	1,669	1,799
事業の内容	<p>1. 安全性評価事業 エコフィード（食品残さを飼料化したもの）については畜産物への安全性が担保されていないことから、家畜病性鑑定所で安全性や品質の評価を行う。</p> <p>2. 利用技術向上支援事業 エコフィードは、食品残さの種類によって飼料化手法や家畜への給与技術等が異なるため、畜産研究センターや養鶏研究所で飼料化の方法や給与量等を検討し、家畜保健衛生所が農家と食品事業者のマッチングや技術指導を実施する。</p>				
事業の成果・実績	<p>未利用となっている食品残さの飼料化を検討するため、家畜病性鑑定所で安全性や品質の分析評価を実施し、飼料化等について指導を行った。また、エコフィード利用を検討する畜産農家と食品事業者のマッチングや、家畜への給与技術等について継続的な指導を実施した。</p>				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
エコフィード分析数	1	4	1	2	2

⑬ プラスチック資源循環総合対策推進事業費

プラスチック代替製品等の販路開拓や利用促進を図るための商談会の開催等を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	—	1,627	19,440	23,049	36,584
うち循環税（千円）	—	244	2,320	2,661	3,151
事業の内容	<p>プラスチックごみ削減の機運を醸成し、その動きを加速するため、「えひめプラスチック資源循環戦略」に基づき、海洋プラスチックごみ総合調査やセミナー開催による普及啓発等を実施する。</p>				
事業の成果・実績	<p>【R1】 ・プラスチック資源循環に係る普及啓発事業 プラスチック資源循環をテーマとしたシンポジウムの開催</p> <p>【R2】 ・プラスチック資源循環に係る普及啓発事業 海洋プラスチックごみの理解促進、プラスチックごみの適正処理及び資源循環の徹底を呼びかけるシンポジウムの開催</p> <p>・愛媛県海洋プラスチックごみ総合調査事業 漂流・漂着ごみの実態調査と河川から海岸への追跡調査を実施</p> <p>【R3】</p>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸域発生プラスチックごみ流出抑制対策事業 水路に簡易柵を設置し、陸域で発生したプラスチックごみの河川への流入状況の把握と流出防止、普及啓発を図るモデル事業の実施</li> <li>・愛媛県海洋プラスチックごみ総合調査事業 漂流・漂着ごみの実態調査の継続実施、立入困難地域における漂着ごみの現状把握調査の実施</li> <li>・海岸漂着物対策活動推進員及び団体育成支援事業 推進員・団体の募集、推進員等を育成するセミナーの開催</li> <li>・プラスチック代替製品等販路開拓促進事業 県内製造事業者とバイヤーとのWEB商談会の実施</li> </ul> <p>【R4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県海洋プラスチックごみ総合調査事業 漂流・漂着ごみの実態調査の継続実施、立入困難地域における漂着ごみの現状把握調査の実施</li> <li>・海岸漂着物対策活動推進員及び団体育成支援事業 推進員・団体の募集、推進員等を育成するセミナーの開催</li> </ul>				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
セミナー等への参加人数	—	260名	90名	85名	102名
海岸漂着物対策活動推進員及び団体の数	—	—	—	4名 14団体	10名 20団体

⑭ 食品ロス削減推進事業費

事業系食品ロス削減対策に取り組む事業者を支援する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	—	—	—	8,651	10,043
うち循環税（千円）	—	—	—	1,947	2,230
事業の内容	食品関連事業者等が取り組む食品ロス削減事業を支援するとともに、外部専門機関による食品関連事業者が抱える課題及び解決策の検証等により、事業系食品ロス削減を図る。				
事業の成果・実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品ロス削減トライアル補助事業 食品関連企業等が食品ロス削減に取り組むための経費を補助。 〔補助率：1/2、限度額：200千円〕</li> <li>2 食品ロス削減課題検証事業（R4は食品ロス削減実証事業） 県が委託する外部専門機関が食品関連企業を訪問し、課題及び解決策を検証するとともに、検証結果を幅広く周知。</li> </ol>				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
食品ロス削減トライアル補助事業採択件数	—	—	—	9件	5件

⑮ 海岸漂着物地域対策推進事業費（海洋ごみ実態調査委託事業）

愛媛県海岸漂着物地域対策推進計画を改定するため、海洋ごみ実態調査及び地域計画改定案作成支援業務を委託する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	11,386	6,221	6,097	7,655	17,453
うち循環税（千円）	272	25	13	10	45
事業の内容	海岸漂着物対策を総合的、効果的に推進するため、愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、環境省の地域環境保全対策費補助金を活用し、海岸漂着物の派生抑制対策のため、海岸漂着物対策推進協議会を開催するほか、海岸漂着物の回収処理を実施する市町に補助を行う。				
事業の成果・実績	<p>海洋ごみの回収・処理のほか、国、市町等と連携して発生抑制対策を実施し、海洋ごみの根絶させることが最終目標であり、毎年度、海岸漂着物対策推進協議会を開催し、発生抑制対策等について協議を行う等、長期的な視点に立った海洋ごみ対策に取り組んでいる。</p> <p>海洋ごみの回収量については、台風・大雨等の影響に左右されるため、回収量のみを指標にすることは不適切だが、概ね増加傾向にある。</p> <p>発生抑制対策については、プラスチックごみ対策に重点的に取り組むため、「プラスチック資源循環促進事業費」で実施している。</p>				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
海岸漂着物対策推進協議会の開催回数（回）	1	1	1	1	1
海岸漂着物回収・処理量（トン）	394	372	400	340	500

(2) 環境ビジネスの振興

① 売れるリサイクルモデル支援事業費

優良モデル認定製品等の販路拡大のため、大型環境展示会においてPRするほか、新たなリサイクル製品の開発等を支援する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	4,188	—	—	—	—
うち循環税（千円）	4,188	—	—	—	—
事業の内容	優良モデル認定製品等の販路拡大のため、大型環境展示会においてPRするほか、新たなリサイクル製品の開発等を支援する。				
事業の成果・実績	<p>1 優良モデル販売促進事業 資源循環優良モデル認定製品の生活情報紙への掲載及びカタログの更新。</p> <p>2 エコプロへの愛媛県ブース出展事業 資源循環優良モデル認定製品・事業所等の普及及び販路開拓を支援。</p> <p>3 優良モデル販売支援事業 〔補助率：1/2、限度額 150 千円〕</p>				

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
カタログ作成部数	1,000部	—	—	—	—
エコプロ出展事業者数	2社	—	—	—	—
優良モデル販売支援事業採択件数	5社	—	—	—	—

## ② 循環型社会ビジネス振興事業費

優良リサイクル製品のモデル認定を行い、その取り組みを普及啓発する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	3,092	3,658	5,365	4,620	8,620
うち循環税（千円）	3,092	3,658	5,365	4,620	8,620
事業の内容	資源循環優良モデルの認定を行うとともに、認定されたりサイクル製品の開発・改良等を支援することにより、普及啓発及び販路拡大を推進し、循環型社会ビジネスの振興を図る。				
事業の成果・実績	<p>1 資源循環優良モデル認定事業 他の模範となるようなりサイクル製品、廃棄物の3R、地産地消の推進等に積極的に取り組んでいる企業や店舗等を優良モデル（スゴeco）として認定。</p> <p>2 優良モデル販売促進事業（R1～） 資源循環優良モデル認定製品のカタログの更新。</p> <p>3 優良モデル販売支援事業 補助率：1/2、限度額：150千円</p> <p>4 大型展示会への出展（R2～） R2：2021NEW環境展（東京都） R3：エコテクノ2021（福岡県） R4：2022NEW環境展（東京都）</p>				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
資源循環優良モデル認定事業応募件数	7件	8件	6件	13件	10件
資源循環優良モデル認定事業認定件数	7件	8件	6件	11件	10件
カタログ作成部数	—	1,000部	1,000部	1,000部	1,000部
優良モデル販売支援事業採択件数	5社	11社	9社	10社	14社
展示会出展事業者数	—	—	3社	3社	3社

③ 温暖化対策×循環型社会形成支援事業費

民間事業者等が行う廃棄物系バイオマスの利活用設備の導入経費の一部を助成する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	—	—	—	—	6,135
うち循環税（千円）	—	—	—	—	6,135
事業の内容	民間事業者等が行う、廃棄物系バイオマスの利活用設備の導入等に必要な経費の一部を助成し、県内事業者による循環型社会の形成及び温室効果ガス削減の取組みを促進する。				
事業の成果・実績	※事業実施中				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
申請件数（目標値）	—	—	—	—	2

④ バイオ燃料利用拡大事業費

バイオマスの活用やバイオディーゼルの普及のための啓発等を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	5,370	5,408	—	—	—
うち循環税（千円）	5,370	5,408	—	—	—
事業の内容	バイオマス製品の幅広い利用と廃棄物系バイオマスの回収活動への県民参加を促進するため、回収拠点の増加、バイオマス製品等の活用情報の発信、経済的インセンティブによる環境整備とともに、使用済み天ぷら油を原料とするバイオディーゼル燃料の普及啓発を図る。				
事業の成果・実績	使用済み天ぷら油回収のロビー展やバイオディーゼル燃料を原料とする車両を使った普及啓発により、使用済み天ぷら油回収拠点は年々増加傾向にある。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
使用済み天ぷら油回収場所（箇所）	416	418	—	—	—

⑤ 自然公園等施設整備事業費

優良モデル認定製品（建設資材）を活用して、自然公園等の施設整備の改修工事をモデル的に実施し、製品の機能や品質への信頼性を高め、ユーザーの理解を得ることにより、製品利用促進による環境ビジネスの振興を図る。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	49,485	32,040	55,017	32,500	39,200
うち循環税（千円）	4,366	4,500	4,500	8,867	9,000



事業の内容	「優良リサイクル」製品利用促進による環境ビジネスの振興を図るため、老朽化が進む自然公園等施設のリフレッシュ工事に「優良リサイクル」製品に認定された建設資材等を活用する。				
事業の成果・実績	「優良リサイクル」製品の汎用品と施工性、出来栄をユーザー等が実地で確認が可能となり、機能や品質の信頼性の向上、販路拡大や利用促進に寄与している。 ○H30～R3：計 面積 690m <sup>2</sup> 実施箇所数 1 箇所 足摺宇和海国立公園須ノ川園地 駐車場舗装（ケリングペイント II）使用 ○R4：個数 7 棟 実施箇所数 7 箇所 四国のみち等公衆便所塗装（ケリングペイント）使用				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
施工舗装面積（m <sup>2</sup> ）	166	139	126	259	—
トイレ塗装（棟）	—	—	—	—	7

#### ⑥ みどりの食料システム戦略推進事業費

クリーンなえひめ型栽培体系の普及促進（有機農業推進事業、環境保全型農業推進事業）とグリーンな愛媛型資源循環農業モデルの構築（県内有機資源の有効活用、有機資源による土壌管理技術の検討）

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	—	—	—	—	32,369
うち循環税（千円）	—	—	—	—	9,090
事業の内容	「愛媛県環境保全型農業推進基本方針」及び「愛媛県有機農業推進計画」に基づき、環境に優しい愛媛農業の推進に資するため、有機性資源の循環利用や化学肥料の節減技術等、導入すべき生産方式の確立と普及推進活動に一体的に取り組むとともに、「みどりの食料システム戦略」において掲げられた目標に向け、さらなる取組の強化を図る。				
事業の成果・実績	未利用バークによる低コスト施肥試験や柑橘剪定枝を有効活用した耕畜連携技術の開発試験、環境に優しい土壌管理技術講習会、有機 JAS 認証取得を目指す生産者への堆肥等有機質資材に係る経費の補助を行い、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の普及拡大を図る。 また、県内有機資源の調査・分析及びデータベース化を進め、有機質資源の有効活用と環境にやさしいグリーンな愛媛型資源循環農業モデルの構築を図る。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
技術講習会目標回数 （各地域農業育成室）	—	—	—	—	12 回
実証試験圃場数 （果樹研究センター） （畜産研究センター）	—	—	—	—	2 1

補助目標値 (生産者数) (補助金額)	—	—	—	—	11名 974千円
---------------------------	---	---	---	---	--------------

⑦ 有機農業推進事業費（有機農業転換者への経費支援）

有機農産物の JAS 認定取得を目指す生産者に対し、2年間の転換期に使用する有機質肥料に係る割増経費の定額補助を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	—	—	—	2,951	—
うち循環税（千円）	—	—	—	520	—
事業の内容	愛媛県有機農業推進計画に基づき、有機農業及び有機農産物の普及拡大を図るため、県内の有機 JAS 認証取得を目指す農業者に対し、転換期に施用する堆肥等有機質資材に係る経費を定額補助する。				
事業の成果・実績	有機 JAS 認証取得を目指す農業者 6 名に対し、技術指導及び堆肥や有機質肥料等に係る経費の定額補助を行った。				

⑧ 低コスト県産養鶏飼料開発推進事業

新たな飼料タンパク質源を地域資源で探索し、新たな県産飼料を開発することで飼料価格高騰の影響を受けにくい経営体質への転換を図り、養鶏生産の拡大を図る。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	—	—	—	—	2,400
うち循環税（千円）	—	—	—	—	2,400
事業の内容	養鶏飼料は、飼料原料の海外依存度が高く、特にタンパク質源として重要原料であるトウモロコシや魚粉は、ほとんどを輸入に依存しているが、世界的な穀類の需要拡大や漁獲量減少により、飼料原料の安定確保が困難となっており、養鶏産業の衰退が懸念されている。 このため、新たな飼料タンパク質源を、廃棄や未利用となっている地域資源から探索し、低コストな養鶏飼料として利用することで、資源の循環と養鶏経営の体質改善を図る。				
事業の成果・実績	廃棄や未利用となっている地域資源から新たな飼料タンパク質源として有望な資源を見つけ出し、低コストな県産養鶏飼料としての利用可能性について、調査を実施した。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
調査資材数	—	—	—	—	2



規格外卵を混ぜた試験飼料

### (3) 優良な産業廃棄物処理業者の育成

#### ① 優良産業廃棄物処理業者育成事業費

育成研修会の開催、処理業者の認証取得費用の補助を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	6,405	6,944	6,262	7,422	8,611
うち循環税（千円）	6,405	6,944	6,262	7,422	8,611
事業の内容	優良な産廃処理業者を育成するため、廃棄物に関する専門の知識などを養うための研修会の実施や、処理業者への助言・指導等の体制を整備するほか、優良産廃処理業者認定制度の認定促進のため、「エコアクション21」の認証取得経費、「電子マニフェスト」加入のための関係機器導入経費等について補助を行った。				
事業の成果・実績	産業廃棄物処理業者に対する指導監督を担う県としては、規制強化だけではなく、法令順守、廃棄物に対する専門知識及び適正処理の能力を備えた優良な処理業者の育成も重要である。研修会には、例年多数の参加者があり、産業廃棄物処理業者の資質向上に貢献している。また、産業廃棄物処理業者への助言指導により適正処理が推進されている。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
優良業者育成研修会参加人数	232	319	249	237	320
処理業者への助言指導回数	111	109	112	106	120

### (4) 監視指導体制の拡充・強化

#### ① 微量PCB汚染廃電気機器処理促進事業費

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理のため、対象物の把握調査、処理に係る助成を実施する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	1,209	—	—	—	—

うち循環税（千円）	1,209	—	—	—	—
事業の内容	中小企業等が保有する微量PCB汚染廃電気機器の処理に要する経費の補助を実施する。				
事業の成果・実績	中小企業者等が保有する微量PCB汚染廃電気機器の処理に要する経費の一部を補助し、微量PCB汚染廃電気機器の処理を推進した。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
補助金申請件数	16	—	—	—	—
補助金額（千円）	1,209	—	—	—	—
PCB 廃棄物保管事業所数	445	—	—	—	—

## ② 産業廃棄物不法投棄未然防止対策強化費

産業廃棄物の不法投棄を撲滅するため、未然防止、早期発見、早期是正のための緊急対策（パトロールの強化、適正処理指導員の配置など）を講じ、県民の生活環境の向上を図る。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	22,775	21,668	22,783	26,051	29,875
うち循環税（千円）	22,741	21,631	22,741	26,007	29,875
事業の内容	<p>悪質・広域・巧妙化する産業廃棄物の不法投棄等を撲滅するため、「産業廃棄物不法投棄110番」の設置、警察と連携した産業廃棄物収集運搬車両の検問、不法投棄監視カメラの設置などを行った。</p> <p>さらに、産業廃棄物等適正処理指導員（警察官OB）による管内パトロール等による監視指導、関係機関が連携・協力するための不法投棄防止対策推進協議会の設置により、不法投棄・不適正処理の未然防止等に努めた。</p>				
事業の成果・実績	消防防災ヘリコプターを活用した上空からの不法投棄の監視、不法投棄監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置、収集運搬車両の検問、排出事業者を対象とする産業廃棄物の適正処理に関する講習会等を行った。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
不法投棄110番通報件数	7	13	9	9	10
収集運搬車両検問	6	13	12	6	20
監視カメラ	1	1	1	2	1
派遣警察官による現場出動及び行政指導数（件）	57	41	162	62	150

③ 汚染土壌等の不適正埋立防止対策費

土砂条例に基づく汚染土砂、廃棄物等の不適正処理防止対策を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	1,012	1,100	867	972	1,216
うち循環税（千円）	1,012	1,100	867	972	1,216
事業の内容	汚染土砂等の埋立てによる有害物質の流出や水質汚濁並びに災害の発生を防止し、併せて土砂等と称した廃棄物の不法投棄を防止するため、条例に基づき、土砂等の埋立て等の監視・指導を行った。				
事業の成果・実績	土砂条例に基づく許可申請等を厳正に審査・処理するほか、各特定事業場に対し年3回以上の現地確認を行い、基準の遵守状況や不適正な土砂等の埋め立て等が行われていないか確認を行った。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
特定事業場新規許可件数	16	20	7	8	15
立入検査及び巡回監視回数	57	169	95	213	130
改善指導件数	7	15	17	7	0

④ 産業廃棄物処理対策費

産業廃棄物処理業の許可審査、立入調査、不法投棄防止対策推進協議会の運営等を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	2,758	2,838	669	972	1,531
うち循環税（千円）	2,752	2,832	669	972	1,531
事業の内容	廃棄物処理計画の効果的な推進と生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可審査を厳格に実施するとともに、事業者への立入検査により、産業廃棄物の適正処理を図った。				
事業の成果・実績	産業廃棄物処理業者への立ち入り検査による不適正処理の早期発見及び是正指導を行った。また、産業廃棄物関係の許可審査を適切に実施し、特に焼却施設及び最終処分場にかかる許可審査については専門知識を有するもので組織される審査会に諮りより厳格に審査を行った。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
産業廃棄物処理業者への立調査における不適格件数	15	17	16	17	0

⑤ 産業廃棄物処理施設適正管理指導費

焼却施設の監視指導の強化を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	11,773	12,240	12,347	16,188	18,077
うち循環税（千円）	11,767	12,234	12,340	12,584	14,480
事業の内容	産業廃棄物処理施設のうち、特に生活環境への影響が大きい最終処分場及び焼却施設は、監視・指導の継続が不可欠であることから、定期的に立入調査を実施し、基準の遵守状況や排水・排ガスの適合性の確認等を実施する。				
事業の成果・実績	産業廃棄物処理施設のうち、特に生活環境への影響が大きい最終処分場及び焼却施設に対し、監視・指導のため定期的に立入調査を実施し、基準の遵守状況や排水・排ガスの適合性の確認等を行った。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
立入調査回数	373	342	264	247	247
水質分析件数	92	132	123	102	99
水質基準違反件数	1	0	2	2	0

⑥ 産業廃棄物処理施設等パトロール強化費

産業廃棄物処理施設、土砂条例の特定事業場に対する監視指導の強化を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	4,512	5,094	4,493	5,881	10,697
うち循環税（千円）	4,512	5,094	4,493	5,881	10,697
事業の内容	産業廃棄物最終処分場及び焼却施設、土砂条例の特定事業場に対する監視体制を強化するため、定期的なパトロールや検査を実施するとともに、最終処分場及び特定事業場の土砂災害等防止の観点から、外部機関に委託し、技術基準等への適合性などの検査を実施した。				
事業の成果・実績	ドローンを導入することによる上空監視など、産業廃棄物最終処分場及び焼却施設、土砂条例の特定事業場にタイする監視体制の強化を行った。また、土木系の構造基準が適応される施設については専門知識を有するものに委託を行い綿密な検査を行い、改善を要する事案の早期発見・早期対応に繋げている。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
立入検査及びパトロール回数	430	511	391	538	585
ドローン活用回数	9	7	13	42	50
改善指導件数	13	19	24	28	0

⑦ 消防防災ヘリコプター運営管理費

赤外線サーマルカメラを導入することで、毎年、年に2, 3回程度実施している消防防災ヘリコプターを活用した産業廃棄物及び土砂等の不適正処理の監視体制をより一層強化する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	—	—	—	—	297, 112
うち循環税（千円）	—	—	—	—	1, 045
事業の内容	赤外線サーマルカメラを導入することで、毎年、2、3回程度実施している消防防災ヘリコプターを活用した産業廃棄物及び土砂等の不適切処理の監視体制をより一層強化する。				
事業の成果・実績	令和4年11月に納品予定。来年度からの一般行政フライト（産業廃棄物及び土砂等の不適切処理防止）で導入し監視体制を強化する。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
赤外線サーマルカメラ台数（台）	—	—	—	—	1
監視パトロール実施回数（回）	—	—	—	—	2
飛行時間（h）	—	—	—	—	5

⑧ 畜産経営技術指導事業費

家畜排泄物の適正処理、良質な堆肥生産及び有効利用の指導を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	5, 090	4, 914	3, 732	3, 291	5, 646
うち循環税（千円）	1, 430	1, 240	1, 015	859	1, 500
事業の内容	畜産経営に係る環境問題の改善のため、農家巡回指導、濃密指導、水質・悪臭物質等の分析指導など、総合的な畜産環境対策指導を実施するとともに、一部産業廃棄物となっているものを含む家畜排せつ物の有効利用のため、良質な堆肥生産指導や堆肥の流通状況を把握し、資源循環型農業を推進する。				
事業の成果・実績	上記の畜産環境対策指導を実施することで、畜産経営に係る環境問題の発生を未然に防止するとともに、健全な畜産経営の発展に寄与している。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
巡回農家戸数	390	371	351	332	310
水質検査実施農家戸数	11	11	11	11	11
悪臭物質測定実施農家戸数	20	20	20	20	20
改善指導実施件数	11	11	11	7	7

⑨ 職員経費

産業廃棄物行政に携わる会計年度任用職員に係る経費

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費 (千円)	—	—	2,431	2,666	2,930
うち循環税 (千円)	—	—	2,431	2,666	2,930
事業の内容	産業廃棄物行政に携わる会計年度任用職員に係る経費。				
事業の成果・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理のため、対象物の把握調査書類の確認処理を行った。</li> <li>・産業廃棄物・特別産業廃棄物の処理状況実態調査書類の確認処理を行った。</li> </ul>				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
職員数	—	—	1	1	1

(5) 環境教育の充実

① 体験型環境学習センター管理運営費

「体験型環境学習センター (通称：えひめエコ・ハウス)」において、産業廃棄物の削減につながる環境体験学習の実施や支援を行う。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費 (千円)	10,118	—	—	—	—
うち循環税 (千円)	974	—	—	—	—
事業の内容	<p>体験型環境学習センター (通称：えひめエコ・ハウス) に、エコライフ推進員を配置し、産業廃棄物の削減につながる環境体験学習の実施や支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談・助言・指導</li> <li>2 情報の収集、発信</li> <li>3 環境学習、活動への支援</li> </ol>				
事業の成果・実績	<p>上記各事業の実施により、活動支援・相談件数が目標値 1,000 件を上回るほか、西日本豪雨災害による休館に伴い来館者が減少するなか、エコライフ推進員の派遣による出前講座を実施し、資源循環に関する環境学習の普及に寄与した。</p>				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
来館者数 (人)	12,634	—	—	—	—
イベント、プログラム数の実施件数 (件)	159	—	—	—	—
環境に関する活動支援件数・相談件数 (件)	1,332	—	—	—	—



## ② 環境教育推進事業費

産業廃棄物の排出や減量化、資源の循環的な利用についての理解を深めるため、研究推進校を設置する。

充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費（千円）	1,004	1,004	840	1,004	1,004
うち循環税（千円）	1,004	1,004	840	1,004	1,004
事業の内容	海や山、川など先祖から引き継いできた優れた環境を守り続けようとする意識や態度を育成するとともに、産業廃棄物に関する体験的な学習を通して、産業廃棄物の排出抑制や減量化、資源の循環的な利用について理解を深める。				
事業の成果・実績	本事業により、児童生徒は、産業廃棄物に関する体験的な学習を通して、資源の循環的な利用についての理解を深め、身近な環境への関心を高めるとともに、環境保全につながる地域貢献活動にも取り組むことができている。				
充当年度	H30	R1	R2	R3	R4
環境教育研究推進校の環境教育の充実度（%）	100	100	100	100	100

